

## 静岡県告示第49号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者として次の者を指定したので、同法第51条の30の規定に基づき告示する。

令和3年1月29日

静岡県知事 川 勝 平 太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象者
特定非営利活動法人いろは	裾野市呼子1丁目8番5号	相談支援センターそら	裾野市佐野710番地1エスタートピア若狭103号	令和3年1月1日	地域移行支援、地域定着支援	特定なし